

差 押 調 書

滞 納 者			住 所 (所在地)						氏 名 (名 称)				
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	税 額	延滞金額	過少申告 不 申 告	加算金額	重 加 算 金 額	滞 納 処 分 費	小 計	納 期 限	備考	
				円	法律による金額 円		円	円	法律による金額 円	円	督促状発付日 ・ ・		
					法律による金額 円			円	法律による金額 円		・ ・		
					法律による金額 円			円	法律による金額 円		・ ・		
					法律による金額 円			円	法律による金額 円		・ ・		
					法律による金額 円			円	法律による金額 円		・ ・		
	合 計			円(このほか、上記の法律による金額が加算されます。)									
差 押 財 産		名称、数量、性質及び所在、封印の枚数、公示書の掲示場所その他											
上記の市税等については、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該市税等を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定に基づき、次の者立会 いの上 年 月 日上記の財産を差し押さえます。 年 月 日においてこの調書を作ります。 (根拠法令―国税徴収法第47条第1項第1号、第54条、同法施行令第21条第1項、第3項)													
美唄市 職氏名													
滞納処分のために搜索 した物又は場所				搜索日時		年 月 日		午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで					
上記の搜索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。 () 立会人 氏 名													
差押調書謄本(搜索を受けた者あて)を受領しました。 () 氏 名													
上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。													
命 令 の 理 由													
年 月 日 様 美唄市 職氏名													
上記差押財産について、その価値を減少させない範囲での通常の用法に従った使用収益を認めてく ださい。 年 月 日 保管者 住 所(所在地) 氏 名(名 称)													

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁判を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁判がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 1 立会人が署名(記名)押印しない場合は、その理由を付記すること。

2 差押財産について仮差押え又は仮処分がなされていた場合には、その年月日と事件番号を「差押財産」欄に併せて記載すること。

3 「上記の捜査に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、搜索を受けた者と搜索に立ち合い差押調書謄本を受領した者との続柄又は関係を記載すること。

4 「差押調書謄本(搜索を受けた者あて)を受領しました。」の文言のある欄の括弧内には、搜索の立会人と搜索を受けた者と異なる場合に、搜索を受けた者と搜索を受けた者に交付すべき差押調書謄本を受領した者との続柄又は関係を記載すること。

5 差押財産を第三者の同意を得てその者に保管させる場合には、下部余白に「上記財産は、引揚げの通知のあるまで無償で保管します。」と記載して保管者の署名(記名)押印を求めること。

6 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。